

「個人情報を守るってどういうこと？」

4月の公開研修会は、「個人の情報を守るって、どうゆうこと？」をテーマに、鴻池会居宅介護支援事業所の光成佳織里さんより、お伝えしました。



先ず冒頭で、“さまざまな情報が存在する中で、いつでも、どこでも、誰でもインターネットで繋がっている環境”を意味するユビキタス社会の説明があり、続いて個人情報保護法制定の背景について「OECD8原則」・「EUデータ保護指令」などのお話がありました。

次に個人情報について、「個人情報とは、”個人を特定できる”情報」であり、それを保護する方法として、氏名や生年月日等の情報の削除、目の部分のマスキング、符号や番号を付すといった匿名化の必要性が挙げられました。

今回ご参加頂いた方の中には、デイサービスや民生委員の方々も居られることもあり、日頃からご利用者の個人情報を取り扱う上での注意点や、守秘義務についても伝えられました。また、利用目的の制限の例外について「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」では、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合には、市町村への通報義務があり、「秘密漏洩の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。」という法令文を読み上げられ、各専門職は高齢者虐待の早期発見に努めるべき立場にあることを改めて学びました。

次に、個人情報と混同されやすいプライバシーについて、「プライバシーとは、個人や家庭内の私事、私生活、個人の秘密であり、個人の主観やそれぞれの親密度、相手との関係性で成り立つものである。」と説明され、会場の参加者に「家族の携帯や財布を見ることはプライバシー違反ですか？」といった具体的な質問をいくつか投げかけられました。会場からは、「家族なら大丈夫」といった回答や、「相手による…」など、様々な回答がありプライバシーとは相手との関係性で成り立っていることを実感しました。

最後に光成さんは、個人情報やプライバシーの保護で先ず大切なことは、人と人が関わる時のマナーだと締めくくられました。私自身も沢山の個人情報を取り扱っている自覚を持ち、「マナーは大丈夫？」と自身に問いかけ、日々業務と向き合っていきたいと思いました。

